

平成 27 年 10 月 2 日
電力取引監視等委員会

平成 27 年台風第 21 号による被害に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可について異存ない旨を回答しました(沖縄県)

本日、災害救助法が適用された沖縄県 やえやまぐんよなぐにちょう 八重山郡 与那国町 において、被災した電気の需要家に対する特別措置の認可について経済産業大臣から意見の求めがあり、電力取引監視等委員会は、認可することに異存はないことを回答しましたのでお知らせします。

平成 27 年台風第 21 号により、沖縄県 やえやまぐんよなぐにちょう 八重山郡 与那国町 において多数の被害が生じたため、災害救助法の適用が決定されました。

災害救助法適用市町村及び隣接する地域において、被災した需要家に対する災害特別措置として、電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定に基づき、料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期限の延長等)を実施するため、平成 27 年 10 月 2 日に当該地域を供給区域とする沖縄電力株式会社から認可申請がありました。

これを受け、同日、経済産業大臣から特別措置(別紙参照)の認可を行うことについて電気事業法第 66 条の 10 第 1 項の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力取引監視等委員会事務局

総務課長 岸

担当者: 東(あずま)、岩男(いわお)

電話: 03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

(別紙)

電気事業についての特別措置の概要

災害救助法が適用された地域において被災した需要家からいずれかの項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

災害救助法適用市町村：沖縄県 やえやまぐんよなぐにちよう 八重山郡 与那国町

①早收期間並びに支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成27年8月（支払期限日[※]が9月28日以降となるもの）、9月及び10月分の電気料金の早收期間並びに支払期限を各々1ヶ月間延長する。

※ 支払期限日：検針日の翌日から60日目をいう。

②不使用月の料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成28年3月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成28年3月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約設備電力又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約設備電力又は契約電力を超えないこと。

④臨時工事費の免除（平成28年3月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力[※]の申込みを行う場合で、その申込みが平成28年3月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

※臨時電灯・臨時電力：契約期間が1年未満の需要に適用する契約をいう。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成28年3月末日まで）

業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、業務用電力Ⅱ型、低圧電力、高圧電力A、季節別時間帯別電力A、臨時電力、農事用電力、予備電力及び深夜電力の被災した需要家で、契約電力が500kW未満の場合は、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成28年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成28年3月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成28年3月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。